

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公表番号】特表2017-515134(P2017-515134A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-546938(P2016-546938)

【国際特許分類】

G 10 L 15/10 (2006.01)

G 10 L 15/22 (2006.01)

G 10 L 13/08 (2013.01)

【F I】

G 10 L 15/10 500 T

G 10 L 15/22 300 Z

G 10 L 13/08 124

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月20日(2017.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタル携帯情報端末を実装するための方法であって、

前記デジタル携帯情報端末のユーザの発声のデジタル表現を受け取るステップと、

少なくとも前記発声の前記デジタル表現の解析に基づいて、前記発声が前記デジタル携帯情報端末のペルソナとやり取りすることが意図される発声を含むと判断するステップと、

前記発声が前記デジタル携帯情報端末の前記ペルソナとやり取りすることが意図される発声を含むと少なくとも前記判断するステップに応答して、

大衆文化への言及に関連する少なくとも1つのマルチメディアオブジェクト、および

前記大衆文化への言及に関連する人物の声の模写を含む発話、

を含む、前記発声に対する複数の適格な応答を特定するステップと、

前記複数の適格な応答のうちの1つを選択し、前記デジタル携帯情報端末によって、前記選択された応答が前記少なくとも1つのマルチメディアオブジェクトを含む場合に前記選択された応答を表示させるか、または、前記選択された応答が発話を含む場合に前記選択された応答を再生させるステップと

を含む、方法。

【請求項2】

前記発声に対する前記選択された応答は、前記大衆文化への言及に関連する引用を含むテキストを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記発話は前記大衆文化への言及に関連する引用を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記選択された応答は、前記大衆文化への言及を呼び起こす、前記デジタル携帯情報端末の視覚表現を含む、請求項1に記載の方法。

**【請求項 5】**

前記デジタル携帯情報端末の視覚表現は、前記デジタル携帯情報端末のアニメーションを含む、請求項 4 に記載の方法。

**【請求項 6】**

前記マルチメディアオブジェクトは、

前記デジタル携帯情報端末のユーザインターフェース内での表示に適した画像もしくは映像コンテンツ、または、前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェースによる再生に適した音声コンテンツを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 7】**

前記選択された応答は、前記デジタル携帯情報端末のユーザインターフェース内での表示に適し、前記大衆文化への言及に関連するコンテンツにアクセスするために前記ユーザによってアクティブ化され得るリンクをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 8】**

前記発声に対する前記複数の適格な応答を特定するステップは、

発声タイプの階層ツリー内の特定の発声タイプに前記発声をマッチさせるステップであって、前記発声タイプの階層ツリーにおけるそれぞれの発声タイプに 1 つまたは複数の応答が関連付けられている、ステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 9】**

前記発声に対する前記複数の適格な応答を特定するステップは、

前記発声がトレンドィングトピックに関連すると判断するステップと、

前記発声が前記トレンドィングトピックに関連するとの判断に応答して、前記トレンドィングトピックに関連する 1 つまたは複数の応答を特定するステップと、

を含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 10】**

前記発声に対する前記複数の適格な応答を特定するステップは、

前記発声が、前記デジタル携帯情報端末の前記ペルソナを伝達することが意図される 1 つまたは複数の事前定義された応答が存在する発声であると判断するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 11】**

前記選択された応答を前記デジタル携帯情報端末によって表示させるかまたは再生させるステップは、

前記発話を含む音声ファイルまたは前記音声ファイルを特定する情報を、前記デジタル携帯情報端末を実行するコンピューティングデバイスへ送るステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 12】**

前記選択された応答を前記デジタル携帯情報端末によって表示させるかまたは再生させるステップは、

前記発話を生成するために前記デジタル携帯情報端末のテキスト音声コンポーネントにより処理されるべきテキストを、前記デジタル携帯情報端末を実行するコンピューティングデバイスに提供するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 13】**

少なくとも 1 つのプロセッサと、

前記少なくとも 1 つのプロセッサによって実行するためのコンピュータプログラム論理を記憶するメモリと

を備えるコンピューティングデバイスであって、前記コンピュータプログラム論理は、前記少なくとも 1 つのプロセッサによって実行される時、動作を行うように構成される 1 つまたは複数のコンポーネントを含み、前記 1 つまたは複数のコンポーネントは、

ユーザの発声を表現する音声をキャプチャするように、および、前記音声をデジタル携帯情報端末バックエンドへ伝送するように構成されるデジタル携帯情報端末であって、前記発声は、前記デジタル携帯情報端末のペルソナとやり取りすることが意図される発声

を含む、デジタル携帯情報端末を含み、

前記デジタル携帯情報端末は、少なくとも前記デジタル携帯情報端末バックエンドから受け取られた情報に基づいて前記発声に対する応答を行うようにさらに構成され、前記応答を行うことは、大衆文化への言及に関連する人物の声の模写を含む発話を生成することまたは再生することを含む、コンピューティングデバイス。

**【請求項 1 4】**

前記デジタル携帯情報端末は、前記発話を含む音声ファイルを再生するように構成される、請求項 1 3 に記載のコンピューティングデバイス。

**【請求項 1 5】**

前記デジタル携帯情報端末は、前記発話を生成するために、テキスト音声変換をテキストに適用するように構成される、請求項 1 3 に記載のコンピューティングデバイス。

**【請求項 1 6】**

前記応答を行うことは、

前記大衆文化への言及に関連するマルチメディアオブジェクトを前記デジタル携帯情報端末のユーザインターフェースによって表示または再生することと、

前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内に、前記大衆文化への言及に関連する引用を含むテキストを表示することと、

前記大衆文化への言及を呼び起す、前記デジタル携帯情報端末の視覚表現を、前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内に表示することと、

前記大衆文化への言及に関連するコンテンツにアクセスするために前記ユーザによってアクティブ化され得るリンクを、前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内に表示することと

のうちの少なくとも 1 つをさらに含む、請求項 1 3 に記載のコンピューティングデバイス

**。【請求項 1 7】**

少なくとも 1 つのプロセッサと、

前記少なくとも 1 つのプロセッサによって実行するためのコンピュータプログラム論理を記憶するメモリと

を備えるコンピューティングデバイスであって、前記コンピュータプログラム論理は、前記少なくとも 1 つのプロセッサによって実行される時、動作を行うように構成される 1 つまたは複数のコンポーネントを含み、前記 1 つまたは複数のコンポーネントは、

ユーザの発声を表現する音声をキャプチャするように、および、前記音声をデジタル携帯情報端末バックエンドへ伝送するように構成されるデジタル携帯情報端末であって、前記発声は、前記デジタル携帯情報端末のペルソナとやり取りすることが意図される発声を含む、デジタル携帯情報端末を含み、

前記デジタル携帯情報端末は、少なくとも前記デジタル携帯情報端末バックエンドから受け取られた情報に基づいて、テキストまたは音声のうちの少なくとも 1 つおよび大衆文化への言及に関連するマルチメディアオブジェクトを含む複数の適格な応答の中から選択される前記発声に対する応答を行うようにさらに構成され、前記応答を行うことは、前記デジタル携帯情報端末のユーザインターフェースによって、前記テキストもしくは前記マルチメディアオブジェクトに対する応答を表示することまたは前記音声に対する応答を再生することを含む、コンピューティングデバイス。

**【請求項 1 8】**

前記マルチメディアオブジェクトは、画像、映像コンテンツまたは音声コンテンツを含む、請求項 1 7 に記載のコンピューティングデバイス。

**【請求項 1 9】**

前記応答を行うことは、

前記大衆文化への言及に関連する人物の声の模写を含む発話を生成または再生することと、

前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内で、前記大衆文化への言及

に関連する引用を含むテキストを表示することと、

前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内で、前記大衆文化への言及を呼び起こす、前記デジタル携帯情報端末の視覚表現を表示することと、

前記大衆文化への言及に関連するコンテンツにアクセスするために前記ユーザによってアクティブ化され得るリンクを、前記デジタル携帯情報端末の前記ユーザインターフェース内で表示することと、

のうちの少なくとも1つをさらに含む、請求項1\_7に記載のコンピューティングデバイス。